

第1章 本プランについて

1 策定の趣旨

少子高齢社会における労働力不足の深刻化への対応のための方策として、法務省は平成30(2018)年12月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」¹を公表し、生活者としての外国人に対する支援として「(3)円滑なコミュニケーションの実現 ①日本語教育の充実、②日本語教育機関の質の向上・適正な管理」をあげました。

令和元年6月には「日本語教育の推進に関する法律」が公布、施行²され、基本理念(第3条)の一つとして、外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会の最大限の確保が掲げられました。

私たちの暮らす横浜市においても、外国人との共生への関心が年々高まっていることを実感しますが、外国人住民は、日本で暮らす中で様々な壁、なかでもことばの壁を強く感じていることがうかがえます。平成25年度に横浜市が実施した横浜市外国人意識調査によると、横浜での生活で困っていることの第一位は「日本語の不自由さ」24.7%、うち、今後日本語を学びたいと思っている人は約9割にのぼります。また、横浜市の外郭団体である公益財団法人 横浜市国際交流協会(YOKE)(以下「YOKE」と記す)の相談窓口が日本語学習に関して受ける問い合わせは、年間400件近くにのぼり、企業からも「これから受け入れる外国人従業員への日本語教育はどうすればいいのか」などの相談が出てきています。外国人人口の急増、労働者受け入れに伴う属性の多様化、また、IT発達による学習環境など、外国人を取り巻く状況は大きく変化していますが、地域における日本語学習の環境は、変化に対応しているのでしょうか。

これまで横浜市域では、地域に暮らす外国人住民に対する様々な取組が行われてきました。横浜市は重点的取組事項の一つに多文化共生による創造的社会的実現を掲げた「横浜市国際戦略」(平成28(2016)年)³や、「多文化共生による創造的社会的実現」を基本目標に掲げる「横浜市多文化共生まちづくり指針～創造的社会的実現に向けて～」(平成29(2017)年3月)⁴を策定しています。そして、横浜市国際局⁵が中心となって、関係局や区役所・国際交流ラウンジ等と連携し、日本人と外国人が共に暮らしやすく活動しやすいまちづくりを進めています。

YOKEは、市の国際化・多文化共生推進機関としてこれまで日本語学習コーディネート事業はじめ、様々な事業を展開してきました。「YOKE中期構想(2018～2021年度)」では、「だれもが自分らしく活躍できる多文化共生のまち横浜を目指して」を基本的方向に位置付けました。

なにより、地域日本語教室、日本語学校、国際交流ラウンジ等、外国人住民の生活や日本語学習を支える様々な社会資源が豊富に存在することが、横浜市域の強みとなっているといえます。

本プランは、外国人の増加、日本語学習ニーズの変化等に対応した横浜ならではの日本語学習支援環境のさらなる充実を図るため、市域における日本語学習支援の実態とニーズを把握し、今後、広く関係機関や外国人を含む市民とともに多文化共生に向けた取組を推進していくことを目的に策定するものです。

¹ http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00140.html

² http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/other/suishin_houritsu/index.html

³ <http://www.city.yokohama.lg.jp/kokusai/about/guideline/>

⁴ <http://www.city.yokohama.lg.jp/kokusai/multiculture/machishishin.html>

⁵ <http://www.city.yokohama.lg.jp/kokusai/multiculture/>

2 策定の目的

YOKE は横浜市の委託を受け、横浜市において外国人人口が増加している現状と、さらなる外国人の受入拡大が見込まれる中、日本語学習を通じて外国人が生活の場で円滑にコミュニケーションのできる環境を整えていくことを目的に、文化庁の「2019 年度地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業（プログラムA）」の補助金を活用した事業に取り組みました。この事業は、横浜市域の日本語教育の実態やニーズ把握のための調査を行い、令和2年度以降に取り組むべき、地域の日本語教育推進のためのアクションプランを策定するものです。

本調査及びこれまでの取組を踏まえたアクションプランの策定と実施を通して、YOKE では関係機関同士の顔の見える関係づくり、相互連携を進めていきます。それによって、横浜市域で外国人住民のニーズに沿ったさまざまな場における地域日本語教育（学習支援）⁶の総合的な展開が実現し、生活者としての外国人⁷が安心して生活できるようになることや、外国人の地域での活躍促進につながることを期待されます。さらには、日本人と外国人のコミュニケーションが深まることによる地域活動や産業の活性化、多文化共生のまちづくりの進展を目指します。

3 計画期間

本プランの期間は、おおむね5年間（令和2年度から令和6年度）とします。

社会環境の変化、制度動向や関連計画の動向等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

4 策定体制

本プランの策定にあたっては、地域日本語教育コーディネーター⁸の機能を念頭とする調査・推進計画策定コーディネーターを配置し、地域日本語教育、地域日本語教室、多文化共生等、各分野の有識者や日本語学校、企業等から構成される「有識者会議」を設置・運営して意見を得ながら検討を行いました。実態調査の設計・分析等については、有識者会議の一部からなる「ワーキンググループ」により具体的な検討に取り組みました。

実態調査及び計画検討の過程においては、日本語学習支援者、企業や外国人当事者が集う機会に本事業の説明を兼ねた「意見交換会」を実施するとともに、プラン案に対する「市民意見募集（パブリックコメント）」を実施し、多くの市民の声を聞く機会をつくりました。

実態調査の際には、貴重な情報共有の機会として関係機関に調査への協力依頼にうかがうなど、本プランの推進に向けた体制づくりの契機として位置付けながら取り組みました。

⁶ 地域日本語教育（学習支援）：地域日本語教育は文化庁「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」の趣旨に基づく表記になります。また、YOKE ではこれまで、横浜市内の任意団体・NPO・公的機関が行う地域日本語教室による非営利の活動を日本語学習支援と位置付けてきました。本プランでは生活者としての外国人を対象とした日本語学習支援活動を総称し、地域日本語教育（学習支援）という表記を使用します。

⁷ 生活者としての外国人：だれもが持っている「生活」という側面に着目して我が国において日常的生活を営むすべての外国人を指しています。（出典：文化庁地域日本語教育スタートアッププログラム「日本語教室立ち上げハンドブック」）

⁸ 地域日本語教育コーディネーター：行政や地域の関係機関等との連携の下、日本語教育プログラムの編成及び実践に携わる者のことを指します。（出典：7と同じ）